

第2期帯広市消費生活基本計画(案)の概要

第1章 計画の基本的な考え方

計画の目的

帯広市消費生活条例第10条に基づき消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針と施策を明らかにする

計画の位置付け

・第六期帯広市総合計画の分野計画
・消費者教育の推進に関する法律第10条で定める消費者教育推進計画

計画期間

平成29年度～平成31年度
(3年間)

第2章 計画策定の背景

社会情勢

- 高度情報通信社会や国際化の進展、規制緩和により、選択肢の拡大、消費者の利便性向上
- 消費者と事業者間の情報量・交渉力の格差により、消費者被害のリスク拡大
- 特殊詐欺の頻発、被害の拡大

国や北海道の動き

- 国の動き
 - ・消費者庁の設置
 - ・消費者教育の推進に関する法律の制定
 - ・第3次の消費者基本計画の策定
- 北海道の動き
 - ・第2次北海道消費生活基本計画の策定

帯広市における現状と課題

- 帯広市消費生活条例
 - ・消費生活基本計画の策定
- 消費者問題の動向
 - ・相談件数は横ばいで推移
 - ・消費者トラブルは複雑・多様化
 - ・高齢者、若年者の消費者被害が絶えない
- 地域の課題
 - ・消費者被害を救済するための的確な相談対応
 - ・自立した消費者となるための消費者教育の推進
 - ・高齢者等の消費者被害を防止するための地域全体での見守り

消費者教育の推進

- 消費者教育の推進に関する法律
 - ・消費者教育推進における地方公共団体の責務等を規定
 - ・消費者教育推進計画の策定を努力義務として規定
 - ・生涯を通じて様々な場で消費者教育を推進

第3章 計画推進のための基本方針と施策

I 消費生活の安全・安心

消費者の生命・身体に対する危害や財産に対する損害を及ぼすおそれがある商品・サービスによる消費者事故の防止や事業活動の適正化等を推進。

1 危害等の防止

- ・食品等の安全性の確保
- ・関係機関との連携

2 事業活動の適正化

- ・表示・広告の適正化
- ・包装の適正化
- ・計量の適正化

3 取引の適正化

- ・事業者に対する調査・指導・勧告等
- ・法令遵守のための周知・啓発

4 商品やサービス等の確保と物価の安定化

- ・生活関連商品等に関する調査等
- ・特定生活関連商品等に関する指定・調査・勧告等

II 消費者被害の救済

消費者被害を救済するため、相談窓口である消費生活アドバイスセンターを周知・啓発し、苦情等の相談や救済などに適切に対応。

5 相談体制の充実

- ・消費生活相談員による助言・あっせん等
- ・消費生活相談員の専門的知識の向上
- ・関係機関等との連携

6 あっせんと調停

- ・消費生活審議会によるあっせん・調停

7 訴訟の支援

- ・消費者訴訟に要する費用の貸付等

III 消費者の自立支援

消費生活に関する情報提供や講座の開催により、自ら考え自ら行動する自立した消費者となるよう支援。

8 消費者教育の推進

- ・学校における消費者教育
- ・地域における消費者教育
- ・職場における消費者教育

9 消費者啓発の推進

- ・情報提供の推進
- ・高齢者等の消費者被害の防止

10 消費者団体への支援

- ・消費者団体との連携の促進
- ・自主的な活動への支援

11 消費者意見の反映

- ・消費者施策への参画

IV 環境保全への配慮

高い環境意識の醸成と持続可能な循環型地域社会の実現に向け、豊かな消費生活のあり方について考え、環境に配慮した取り組みを推進。

12 環境保全の推進

- ・環境に配慮した消費者の育成と事業活動の推進

13 地域資源の活用

- ・地産地消等による循環型地域社会づくり

第4章 消費生活基本計画の推進

1 推進体制

「帯広市消費生活行政推進庁内連絡会議」における協議・調整

2 検証と評価

毎年度、各施策の進捗状況を検証・評価し、消費生活審議会に報告

3 計画の指標

進捗状況等を点検する指標を設定

指標名	消費生活のホームページアクセス件数 (件)	消費者講座等の参加人数 (人)	消費生活相談の解決率 (%)	不合格計量器の出現率 (%)
基準値	49,628	3,300	99.4	2.0
目標値(H31)	53,000	3,700	99.6	1.4